東区版

ご遺族の手続きガイド

この度のご不幸，謹んでお悔やみ申し上げます。

今後，国民健康保険や介護保険など区役所での手続きのほか，国や県，民間機関での手続きが必要になる場合があります。

この冊子では，東区役所での手続きをご案内するとともに，各機関での主な手続きも紹介しています。どうぞご活用ください。

なお，故人の住所が東区以外であった場合，各種行政手続きに関しては，住所地の自治体にご確認ください。また，掲載している内容は一般的なもので，個々の状況により手続きの内容や必要書類が異なる場合があることにご留意ください。

ご遺族サポート窓口

区役所内の各種手続きをご案内するためのサポート窓口を、区役所市民課に設置しています。（**予約制**です）

※詳しくは、最終ページをご覧ください。

【目次】

はじめに ……… 1
1　東区役所での手続き ……… ２～６
2　福岡市役所および関係団体での主な手続き … ７～８
3　その他の機関での主な手続き …… 9～11
4　委任状に関するご案内 …… 12～13

令和5年3月

福岡市東区役所

はじめに

主に必要なもの

ご遺族の印鑑（認印可），**本人確認書類**，**委任状**（代理人が来庁し書類記載の場合），**預貯金通帳**（振込や引き落としが見込まれる場合）が主に必要となりますが，手続きごとに必要なものが異なりますので次ページ以降をよくご確認ください。

【手続きにお越しになる方の本人確認書類について】

顔写真付きの場合は1点，顔写真のないものは2点必要となります。

A　顔写真付き証明書　1点

マイナンバーカード
運転免許証
パスポート
障がい者手帳　など

又は

B　顔写真の無い証明書　2点

＋

健康保険証
年金手帳
後期高齢者医療証
介護保険証　　など

亡くなられた方の戸籍謄本等について

問い合わせ先：市民課戸籍係　℡092-645-1046

死亡届が受理された後，戸籍謄本（全部事項証明）等が交付できるようになるには以下の日数がかかります。（本籍が福岡市以外の場合は，本籍地の市町村にご請求ください。）

・故人の本籍地及び住所が東区で，東区で死亡届が受理された場合　　3日程度

・故人の本籍地及び住所が東区であるが，他市区町村で死亡届が受理された場合　　10日程度

※早期に戸籍謄本等を必要とされる場合は，来庁前に交付可能かお問い合わせください。

各種証明書の取得について

戸籍・住民票・税などの証明書が必要になる場合があります。手続きによって必要な書類が異なりますので，必ず各機関にお問い合わせください。

原本は返却される場合もありますので，その点も確認されておくと，証明書の取得枚数を減らすことができます。また，法務局が行っている「法定相続情報証明制度」もありますのでご利用ください。

法定相続情報証明制度

問い合わせ先　福岡法務局　℡092-721-4570（代表）

各種相続手続きで利用できる制度です。一般的に各種相続手続きでは，出生から死亡まで複数の戸籍謄本等を取得することが必要ですが，この制度では，それらの戸籍謄本等を集約した一覧を作成することができます。
詳しくは，法務局へお問い合わせください。

1　東区役所での手続き　①

太字で表記している項目は，手続きの遅れや漏れが金銭的な給付の遅れなどにつながる可能性が高い手続きです。特にご注意ください。

	亡くなられた方が	チェック	手続き内容	届出人（請求人）	チェック	ご準備いただくもの	期 限	窓 口
住民票	3人以上の世帯の世帯主だった ※15歳以上の世帯員が1人の場合は手続き不要	□	世帯主変更届	新世帯主	□	本人確認書類	亡くなった日から14日以内	本館1階 4 ～ 6 市民課（窓口係） 092-645-1016
国民健康保険・後期高齢者医療制度	国民健康保険に加入していた	□ □	資格喪失 保険証の返却	遺族	□ □	届出人の本人確認書類 故人の保険証	亡くなった日から14日以内	本館1階 32 ～ 35 保険年金課 （保険係） 092-645-1102
		□	送付先変更届（＊1） （保険料決定通知書等）		□ □	届出人の本人確認書類 故人の保険証	資格喪失手続と同時	
		□	各種認定証の返却		□ □ □	限度額適用認定証 限度額・標準負担額減額認定証 特定疾病療養受療証	資格喪失手続と同時	
		□	**葬祭費の支給申請** **※3万円**	喪主	□ □ □	申請者の本人確認書類 喪主の通帳 会葬礼状，埋火葬許可証又は葬儀代の領収書(葬祭を行った方及び亡くなられた方の氏名が記入されたもの）	葬祭を行った日の翌日から2年以内	
		□	**世帯主変更**	新世帯主	□ □ □	届出人の本人確認書類 加入者全員の保険証 加入者全員のマイナンバー	亡くなった日から14日以内	
		□	**高額療養費（＊2）の相続申請** ※高額療養費以外の療養費の払戻しについては，担当窓口でご相談ください。	世帯主（亡くなった方が世帯主の場合は相続代表人）	□ □ □ □	申請者の本人確認書類 相続代表人（＊3）の通帳 印鑑（認印可） 医療機関の領収書 ※相続代表人による申請には戸籍謄本等が必要な場合があります。	診療年月の翌月1日から2年以内	本館1階 36 ～ 37 保険年金課 （給付係） 092-645-1101
	後期高齢者医療制度に加入していた	□ □	資格喪失 保険証の返却	遺族	□ □	届出人の本人確認書類 故人の保険証	亡くなった日から14日以内	本館1階 32 ～ 35 保険年金課 （保険係） 092-645-1102
		□	各種認定証の返却		□ □ □	限度額適用認定証 限度額・標準負担額減額認定証 特定疾病療養受療証	資格喪失手続と同時	
		□	**葬祭費の支給申請** **※3万円**	喪主	□ □ □	申請者の本人確認書類 喪主の通帳 会葬礼状，埋火葬許可証又は葬儀代の領収書(葬祭を行った方及び亡くなられた方の氏名が記入されたもの）	葬祭を行った日の翌日から2年以内	
		□	**高額療養費（＊2）の相続申請** ※高額療養費以外の療養費の払戻しについては，担当窓口でご相談ください。	相続代表人（＊3）	□ □	申請者の本人確認書類 相続代表人（＊3）の通帳 ※相続代表人による申請には戸籍謄本等が必要な場合があります。	診療年月の翌月1日から2年以内	本館1階 36 ～ 37 保険年金課 （給付係） 092-645-1101

＊1　送付先変更届・・・・　単身の方が亡くなった場合など，関係通知の送付先変更の手続き。

＊2　高額療養費・・・・・・　高額な医療費を支払った場合，一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

＊3　相続代表人・・・・・・　法定相続人のうち，各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を決めるものではありません。

1　東区役所での手続き　②

	亡くなられた方が	チェック	手続き内容	届出人（請求人）	チェック	ご準備いただくもの	期 限	窓 口
国民健康保険	職場の健康保険に加入していて，家族を扶養していた	□	**国民健康保険の加入**	新世帯主	□ □	届出人の本人確認書類 社会保険資格喪失証明書	亡くなった日から14日以内	**本館1階** 32 ～ 35 **保険年金課** （保険係） 092-645-1102
医療費助成	医療証を持っていた 《 子ども 》 《 重度障がい者 》 《 ひとり親家庭等 》	□ □	資格喪失 各種医療証の返却	遺族	□	故人の医療証 （子ども，重度障がい者，ひとり親家庭等）	速やかに	**本館1階** 32 ～ 35 **保険年金課** （保険係） 092-645-1102
介護保険・高齢者	65歳以上である 又は 要支援・要介護の認定を受けていた	□ □	介護保険証等の返却 送付先変更届（＊4）	親族	□ □	介護保険被保険者証 負担割合証	速やかに	**本館1階** 21 ～ 23 **福祉・介護保険課** （介護サービス係） 092-645-1069
		□	**高額介護サービス**（＊5）**費の未支給分の請求**	相続代表人（＊6）	□ □ □	相続代表人の印鑑（認印可） 相続代表人の通帳 ※戸籍謄本が必要な場合があり 受給権継承届兼誓約書	サービス提供の日の翌月初日から2年以内	
	高齢者福祉サービスを受けていた	□	高齢者乗車券の返却	どなたでも	□ □	交通用福祉ICカード タクシー助成券	速やかに	**本館1階** 19 ～ 20 **福祉・介護保険課** （高齢者福祉係） 092-645-1071
		□	緊急通報システムの返却		□	緊急通報システム （本体・ペンダント）		
疾患	受給者証を持っていた ≪小児慢性≫ ≪指定難病≫ ≪肝炎≫	□	小児慢性特定疾病医療受給者証の返却 ※有効期限内のものに限る。	どなたでも	□ □	小児慢性特定疾病医療受給者証 届出人の印鑑（認印可）	随　時 （還付請求中の方は速やかに）	**別館2階** 55 **健康課** （母子保健係） 092-645-1077
		□	特定医療費（指定難病）受給者証の返却 ※有効期限内のものに限る。		□ □ □	特定医療費（指定難病）受給者証 **※医療費の還付請求中の方は別途下記の書類が必要です。** 請求人（相続人）名義の通帳と印鑑（認印可） 戸籍謄本（受給者の除籍謄本含む。及び請求人が受給者の相続人であることが確認できるもの）		**別館2階** 56 **健康課** （健康・感染症対策係） 092-645-1078
		□	肝炎治療受給者証の返却 ※有効期限内のものに限る。		□ □ □ □	肝炎治療受給者証 届出人の印鑑（認印可） ※医療費の還付請求中の方は別途下記の書類が必要です。 請求人（相続人）名義の通帳と印鑑（認印可） 戸籍謄本（受給者の除籍謄本含む。及び請求人が受給者の相続人であることが確認できるもの）		

＊4　送付先変更届・・・・・・・　単身の方が亡くなった場合など，関係通知の送付先変更の手続き。

＊5　高額介護サービス・・・・・　高額な介護サービス費を支払った場合，一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

＊6　相続代表人・・・・・・・・・・・・　法定相続人のうち，各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を決めるものではありません。

1　東区役所での手続き　③

	亡くなられた方が	チェック	手続き内容	届出人（請求人）	チェック	ご準備いただくもの	期 限	窓 口
年金	国民年金のみを受給していた	□ □ □	**未支給年金請求** 年金受給権者死亡届 年金証書の返却	故人と生計を同じくしていた三親等内の親族	□ □ □ □	故人の年金証書 請求者の通帳 故人と請求者の各々の住民票（世帯全員・本籍・続柄・死亡日記載のもの）、もしくはマイナンバーカード（通知書） 戸籍謄本又は抄本（故人と請求者の続柄がわかるもの） ※同一世帯でない場合,生計同一申立書（第三者による証明付）が必要な場合があります。	亡くなった日から5年以内 （死亡一時金（＊8）は2年以内）	**本館1階** 24 ～ 25 **保険年金課** （国民年金係） 092-645-1104
	国民年金をかけていた	□ □ □	**遺族基礎年金（＊7）請求** **死亡一時金（＊8）請求** **寡婦年金（＊9）請求**	受給要件，請求人，必要書類等については，担当窓口へお尋ねください。				
	その他の年金を受給していた	□	加入していた年金制度の窓口へお問い合わせください	厚生年金　＝　東福岡年金事務所			すみやかに	092-651-7967
				共済年金　＝　加入していた共済組合			すみやかに	
				恩給　＝　総務省恩給窓口			14日以内	03-5273-1400
				企業年金　＝　企業年金コールセンター			すみやかに	0570-02-2666
				障害基礎年金			14日以内	保険年金課 （国民年金係） 092-645-1104
				老齢福祉年金（緑色の年金手帳型年金証書で明44.4.1以前生まれの人）			すみやかに	
	会社員や公務員など第2号被保険者	□		亡くなられた方が勤務する事業所等で手続き			すみやかに	
	第2号被保険者の被扶養配偶者	□		亡くなられた方の配偶者が勤務する事業所等で手続き			すみやかに	
税金	市県民税の納税義務者だった	□	納税通知書送付先の変更	相続人	□	後日，問い合わせの書類や申告の書類を送付します。 （書類が届く前に手続きできます）		**本館2階** 40 **課税課** （市民税係） 092-645-1026
	固定資産税の納税義務者だった	□	固定資産現所有者申告書の提出 （亡くなられた年の12月末までに法務局へ相続登記ができない場合）		□ □	納税通知書 相続人であることがわかる書類（戸籍謄本等） ※後日、申告書を送付しますが、書類が届く前に手続できます。		**本館2階** 43 **課税課** （固定資産税土地第1係） 092-645-1031
	市税の納税義務者だった	□	市税の納付に関するご相談については担当窓口へお尋ねください。 （準備する書類等もお尋ねください）					**本館2階** 44 **納税課** （第1～4係） 092-645-1022

＊7　遺族基礎年金・・・・・　国民年金加入中の方または老齢基礎年金の受給資格期間（原則として25年）を満たした人が亡くなったときに，子のある配偶者又は子が受給できます。

＊8　死亡一時金・・・・・・　国民年金保険料の1号納付月数が36月以上ある方が年金を受けることなく亡くなったとき，その方と生計を同じくしていた遺族が受けることができます。

＊9　寡婦年金・・・・・・・・・　国民年金保険料の1号納付期間（免除含む）が10年以上ある夫が亡くなった時に，10年以上継続して婚姻関係にあり，生計を維持されていた妻に支給されます。

1　東区役所での手続き　④

	亡くなられた方が	チェック	手続き内容	届出人（請求人）	チェック	ご準備いただくもの	期 限	窓 口
障がい者	身体障害者手帳，療育手帳を持っていた	□	身体障害者手帳の返却	どなたでも	□ □	身体障害者手帳 届出人の本人確認書類	速やかに	本館1階 17～18 福祉・介護保険課 （障がい者福祉第1係） （障がい者福祉第2係） 092-645-1067
		□	療育手帳の返却		□	療育手帳		
		□	障がい福祉サービス（＊10）受給者証の返却		□	障がい福祉サービス受給者証		
		□	地域生活支援事業（＊11）受給者証の返却		□	地域生活支援事業受給者証		
		□	福祉乗車券の返却		□ □	交通用福祉ICカード タクシー助成券		
		□	福祉タクシー券の返却		□	福祉タクシー券		
		□	まごころ駐車場利用証の返却		□	まごころ駐車場利用証		
		□	緊急通報システムの返却		□	緊急通報システム（本体・ペンダント）		
		□	福祉電話の返却		□	福祉電話		
		□	各種手当の喪失届		□	届出人の本人確認書類		
	精神の障がい福祉サービスを受けていた	□	精神障害者保健福祉手帳の返却	どなたでも	□	精神障害者保健福祉手帳	速やかに	別館2階 57 健康課 （精神保健福祉係） 092-645-1079
		□	福祉乗車券の返却		□ □	交通用福祉ICカード タクシー助成券		
		□	福祉タクシー券の返却		□	福祉タクシー券		
		□	自立支援医療受給者証の返却		□	自立支援医療受給者証		
		□	障がい福祉サービス（＊10）受給者証の返却		□	障がい福祉サービス受給者証		
被爆者	被爆者健康手帳を持っていた	□ □	葬祭料の請求 死亡届 ※葬祭料の支給申請が行われた場合は省略できます。	喪主	□ □ □ □ □ □	被爆者健康手帳 死亡診断書または死体検案書の写し 削除された住民票（世帯全員分で続柄記載があるもの） 会葬礼状又は埋火葬許可証等 喪主の印鑑（認印可） 喪主の通帳 （手当等が未支給の場合は戸籍謄本が必要なことがあります）	亡くなった日から5年以内	別館2階 56 健康課 （健康・感染症対策係） 092-645-1078
相続の相談	相続について相談したい。 ※相続税に関することは税務署へ	□ □	弁護士による法律相談 毎週木曜日 司法書士相談 毎月第1金曜日 （いずれも要予約・無料）	（対象）福岡市内に住むか通勤・通学する人	□	担当窓口へお尋ねください。（相談は事前予約が必要です）	特にありません	本館2階 47 市民相談室 092-645-1011

＊10　障がい福祉サービス・・・・　居宅介護（ホームヘルプ），重度訪問介護，療養介護，短期入所，施設入所支援，自立訓練，共同生活援助（グループホーム）など。

＊11　地域生活支援事業・・・・・　移動支援（ガイドヘルプ），日中一時支援，訪問入浴サービスなど。

1　東区役所での手続き　⑤

	亡くなられた方が	チェック	手続き内容	届出人（請求人）	チェック	ご準備いただくもの	期 限	窓 口
子ども	20歳未満で該当する方	□ □ □ □ □	児童手当の変更 児童扶養手当の変更 特別児童扶養手当の変更 認可保育園の退所届 第3子優遇事業	児童の養育者(＊12)	□	ご家庭の状況により必要書類が異なります。担当窓口へお尋ねください。	速やかに	水道局東営業所 3階 50 子育て支援課 （こども家庭福祉第1・2係） 092-645-1068
	20歳未満のお子様の保護者で該当する方	□ □ □ □ □ □ □	児童手当の変更 **児童扶養手当の認定請求** **児童扶養手当の変更** **特別児童扶養手当の変更** 第3子優遇事業の変更 認可保育園の家族構成変更届 災害遺児手当の認定請求 （交通災害・労働災害・不慮の災害）	児童の養育者(＊12) 親を災害でなくした義務教育終了前の児童の養育者(＊12)	□	ご家庭の状況により必要書類が異なります。担当窓口へお尋ねください。	速やかに	
		□	ひとり親家庭等医療証の申請	児童の養育者(＊12)	□ □	対象者全員の保険証 対象者全員の戸籍謄本 ※ご家庭の状況により上記以外にも必要書類があります。担当窓口へお尋ねください。	速やかに	本館1階 32～35 保険年金課 （保険係） 092-645-1102
	生後5か月未満のお子様	□	出産・子育て応援事業による出生後の給付金の申請	児童の養育者(＊12)で，出産・子育て応援事業による出生後の給付金の申請をしていない方	□	コールセンターへお尋ねください。		コールセンター （092-724-1251）
養育相談	18歳未満のお子様の保護者	□	子どもの養育相談 （子育てや家庭の問題に関する相談）	どなたでも	□	特にありません	特にありません	水道局東営業所 51 3階 子育て支援課 （家庭児童相談室） 092-645-1072
その他	改葬（遺骨を東区内の墓地・納骨堂から別の墓地等に移したい）	□	改葬許可申請	墓地又は納骨堂の使用者	□	担当窓口へお尋ねください。	改葬を行う前	本館2階 48 生活環境課 （環境衛生係） 092-645-1024
	汲み取り式トイレを利用していた	□	名義変更 人数変更　等	どなたでも	□	担当窓口へお尋ねください。	すみやかに	

＊12　養育者・・・・・・　　児童と同居して，これを監護し，かつ，その生計を維持する方。

2 福岡市役所及び関係団体での主な手続き ①

	亡くなられた方が	チェック	主な手続き	窓 口
市営住宅	市営住宅の入居者（名義人）だった			福岡市住宅供給公社 市営住宅センター総務課 092-271-2571 福岡市博多区店屋町4番1号
	同居者が入居の承継をする	□	市営住宅入居 承継承認申請	業務課業務係 092-271-2562
	市営住宅を退去する	□	市営住宅返還	募集課募集係 092-271-2561
	市営住宅に入居する同居者だった	□	市営住宅同居者 異動届	業務課調査係 092-271-0901
上下水道	水道を使用していた			水道局お客さまセンター 092-532-1010 月～金 8:45～17:30 土 9:00～17:00 日・祝・年末年始 休
	名義人だった：名義人を変更する	□	名義人・料金支払方法 変更の連絡	
	名義人だった：使用を中止する	□	使用中止の連絡	
	井戸水を併用していた	□	世帯人数変更の連絡	
	井戸水のみを使用していた	□	使用者・世帯人数変更の 連絡	道路下水道局 下水道料金課 092-711-4507 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所6階
	下水道受益者負担金を納付中 又は猶予中だった	□	下水道事業受益者変更届	
就学援助	小中学校に在学中の児童生徒の 保護者で就学援助を受けていた	□	就学援助受給者変更	通学小・中学校または 教育委員会教育支援課 092-711-4693 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所11階
原付バイク	原付バイク （125cc以下）を持っていた	□	廃車・名義変更	財政局税務部資産課税課 軽自動車税係 092-292-1604 福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号 博多区役所9階
霊園	市立霊園の利用者だった	□	利用者の変更 （利用権承継申請）	住宅都市局みどり運営課 092-711-4869 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所4階

2 福岡市役所及び関係団体での主な手続き ②

	亡くなられた方について		チェック	主な手続き	窓 口
農地	福岡市内の農地の所有者だった				農業委員会事務局
	農地の所在地	福岡市西区以外	□	農地法第3条の3第1項の規定による届け出	農地調整係 092-733-5777 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所5階
		福岡市西区	□	農地法第3条の3第2項の規定による届け出	西部出張所 092-806-9435 福岡市西区西都2丁目1番1号
森林	福岡市内の森林の所有者だった ※福岡県地域森林計画の対象森林 （右記森林・林政課にお問合せください）		□	森林の所有者届	農林水産局森林・林政課 092-711-4846 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所14階
犬	犬の飼い主だった				東部動物愛護管理センター 092-691-0131 福岡市東区蒲田5丁目10番1号 家庭動物啓発センター 092-891-1231 福岡市西区内浜1丁目4番22号
	新しい飼い主の住所	福岡市内	□	所有者の変更 （登録事項の変更）	
		福岡市外	□	所有者の変更 （登録事項の変更）	新しい飼い主の住所地の市区町村役場
ごみ	通常のごみでは処理しきれないものを所持していた。				自己搬入ごみ事前受付センター 092-433-8234 月～土 8:30～16:00 1/1～1/3 休み
	処理施設へ持ちこみ処分する。		□	自己搬入ごみ事前受付センターに申込	
	福岡市が許可した収集業者に処分を依頼する。		□	担当区域の一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼	福岡市事業用環境協会 092-432-0123 月～金 9:00～17:00 第1･3･5･土 9:00～12:00 ※ただし，祝日を除く
住宅（空き家）	戸建住宅を所持していた				住宅都市局住宅計画課 092-711-4598 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所3階
	相続した住宅（空き家）の売却又は賃貸を考えている		□	福岡市空き家バンクへ登録　（任意）	
	相続した住宅（空き家）を売却し、譲渡所得の税控除を受けたい （空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）		□	被相続人居住用家屋等確認申請	

3　その他の機関等での主な手続き　①

	区 分	チェック	手続き内容等	ご準備いただくもの等	問い合わせ先
遺言等	遺 言 書	□	検認・開封	申立先は，被相続人の住所地の家庭裁判所 □ 遺言書原本 □ 申立人の戸籍謄本 □ 遺言者の除籍謄本	福岡家庭裁判所 福岡市中央区六本松4丁目2番4号 TEL 092-981-9605 （家事事件受付係）
	相 続 放 棄	□	相続放棄	相続放棄は，相続を知った日から3か月以内に，被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。 相続放棄には2種類があります。 ・相続放棄 ・限定承認 （引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要で す。）	福岡家庭裁判所 福岡市中央区六本松4丁目2番4号 TEL 092-981-9605 （家事事件受付係）
生命保険等	生命保険等	□	死亡保険金 入院給付金 等	□ 保険金請求書 □ 保険証券 □ 戸籍謄本 □ 死亡診断書 等 ※ 保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた 生命保険会社 または代理店
	簡 易 保 険	□	死亡保険金 入院給付金 等	□ 保険金請求書 □ 保険証書 □ 戸籍謄本，被保険者の除籍抄本 □ 死亡診断書，入院証明書 等 □ 印鑑 ※ 契約内容等によって必要書類は異なります。最寄りの郵便局にご確認ください。	郵 便 局
	損害保険等	□	名義変更・ 解約 等	□ 亡くなった方の死亡の記載のある戸籍 □ 相続人との関係がわかる戸籍謄本 等 ※ 保険会社・契約内容等によって必要書類が異なります。	加入していた 損害保険会社 または代理店
預貯金	預貯金口座等	□	口座凍結 解除手続き	□ 亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本 □ 相続人の戸籍謄本 □ 相続人の印鑑証明 等 ※ 金融機関・取引状況等によって必要書類は異なります。	各金融機関等

3　その他の機関等での主な手続き　②

	区 分	チェック	手続き内容等	ご準備いただくもの等	問い合わせ先
株等	株 式 等	□	名義変更	□ 亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本 □ 相続人の戸籍謄本 □ 相続人の印鑑証明　等 ※ 証券会社等によって必要書類は異なります。	証券会社等
株等	国　債 (戦没者 弔慰金)	□	記名変更 償還金受領	□ 国債(または証券保管証書) □ 記名者の死亡を証明できる戸籍書類 □ 記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 □ 印鑑	償還金支払場所 または 証券保管証書に 記載の郵便局
自動車・バイク	普通自動車	□	自動車税に関すること	税金(自動車税)については，右記へお問い合わせください。	福岡県東福岡県税事務所 福岡市東区箱崎1丁目18番1号 粕屋総合庁舎2階 TEL 092-641-0201
			名義変更等に関すること	普通自動車の名義変更等については，右記へお問い合わせください。 ※ 毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお勧めします。	九州運輸局福岡運輸支局 福岡市東区千早3丁目10番40号 TEL 050-5540-2078 ＜自動音声ガイダンス＞
	軽自動車 (125cc を 超え 250cc 以下のバイクを含む)	□	名義変更 または廃車	事前に右記へお問い合わせください。 ※ 毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお勧めします。	全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 福岡市東区箱崎ふ頭2丁目 2番51号 TEL 092-641-0431
	二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	□			九州運輸局 福岡運輸支局 福岡市東区千早3丁目10番40号 TEL 050-5540-2078 ＜自動音声ガイダンス＞
国税・不動産	国税関係	□	相 続 税 所 得 税 消 費 税	右記へお問い合わせください。	香椎税務署 福岡市東区千早6丁目2−1 TEL 092-661-1031
国税・不動産	不 動 産	□	土地・家屋等 相続登記	□ 登記申請書 □ 戸籍謄本 □ 除籍謄本 □ 法定相続情報一覧図　　等 **法定相続情報証明制度** が便利です（P1参照）	(不動産が東区所在の場合) 福岡法務局（本局） 福岡市中央区舞鶴3丁目 5番25号 TEL 092-721-4570(代表)

3　その他の機関等での主な手続き　③

	区 分	チェック	手続き内容等	ご準備いただくもの等	問い合わせ先
外国人	外国人	□	在留カード 特別永住者証明書	返却は右記へ確認してください	福岡入国在留管理局 TEL　092-717-7595
		□	本国への 手続き	領事館へご相談ください	各領事館
電話	固 定 電 話 （NTT西日本）	□	名義変更 （電話加入権の承継届） 解 約	右記に連絡し，手続きを行ってください。	（NTT西日本の場合） 局番なし116 携帯からは0800-2000116
	固 定 電 話 （NTT西日本以外）	□	名義変更 ・解 約	各契約会社に連絡し，手続きを行ってください。	各契約会社
	携 帯 電 話	□	名義変更 ・解 約	各契約会社に連絡し，手続きを行ってください。	各契約会社
電気・ガス・NHK他	インターネット	□	名義変更 ・解 約	右記に連絡し，手続きを行ってください。	各 契 約 会 社
	NHK受信料	□	名義変更 ・解 約	右記に連絡し，手続きを行ってください。	NHK受信契約 フリーダイヤル TEL 0120-151515
	電気・ガス料金等	□	名義変更 ・解 約	各契約会社に連絡し，手続きを行ってください。	各 契 約 会 社
	運転免許証	□	返納手続き	□運転免許証 □名義人の死亡を証明できる書類 （ 死亡診断書，死亡検案書， 戸籍謄本等 ）	最寄りの警察署 運転免許試験場
	パスポート	□	返納手続き	□パスポート □名義人の死亡を証明できる 戸籍謄本等	福岡県パスポートセンター 福岡市中央区天神1丁目 1番1号 アクロス福岡　3階 TEL 092-725-9001
	クレジット カード	□	解　約	各契約会社に連絡し，手続きを行ってください。	各 契 約 会 社
	ケーブル テレビ	□	名義変更 ・解 約	各契約会社に連絡し，手続きを行ってください。	各 契 約 会 社

4　委任状に関するご案内

各種届出等を代理人が行う場合、委任状が必要となります。

【 委任状の様式について 】

〇委任状は任意の様式でも有効です。

〇委任状を利用されるときは，委任事項を必ず記載してください。

〇ご不明な点は、手続きを行う窓口にお問い合わせください。

（記載例）

委　任　状

※全ての項目は，委任者が記載してください。

代理人

住　　所　　福岡市東区〇〇　〇丁目〇〇番〇号

氏　　名　　博　多　花　子

生 年 月 日　　明・大・昭・平・令　　〇〇年　〇〇月　〇〇日

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

1 住民票の世帯主変更届に関すること。

2 高額療養費払戻しの請求に関すること。

3 国民健康保険の世帯主変更に関すること。

委任事項(例)

令和　　〇〇年　〇〇月　〇〇日

委任者

住　　所　　福岡市東区〇〇　〇丁目〇〇番〇号

氏　　名　　福　岡　太　郎　　福岡

（押印は任意）

生 年 月 日　　明・大・昭・平・令　　〇〇年　〇〇月　〇〇日

平日昼間に連絡がとれる電話番号　090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【 窓口での本人確認資料など 】

〇委任状の他に、代理人の**本人確認書類**（1ページ参照）が必要です。

〇マイナンバーや住民票コードが記載された住民票の写しを代理人が請求する場合は、**委任者の住所宛**に郵送しますので、切手を貼った封筒をご用意ください。

〇偽り・不正に委任状を作成・行使した場合は刑罰の対象になります。

委　任　状

代 理 人（ 頼 ま れ た 人 ）

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生 年 月 日　　明・大・昭・平・令　　年　　月　　日

私は，上記の者を代理人と定め，次の事項を委任します。

1 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令 和　　年　　月　　日

委 任 者

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿＿

生 年 月 日　　明・大・昭・平・令　　年　　月　　日

平日昼間に連絡がとれる電話番号　（　　）　　－

福 岡 市 東 区 役 所　案 内 図

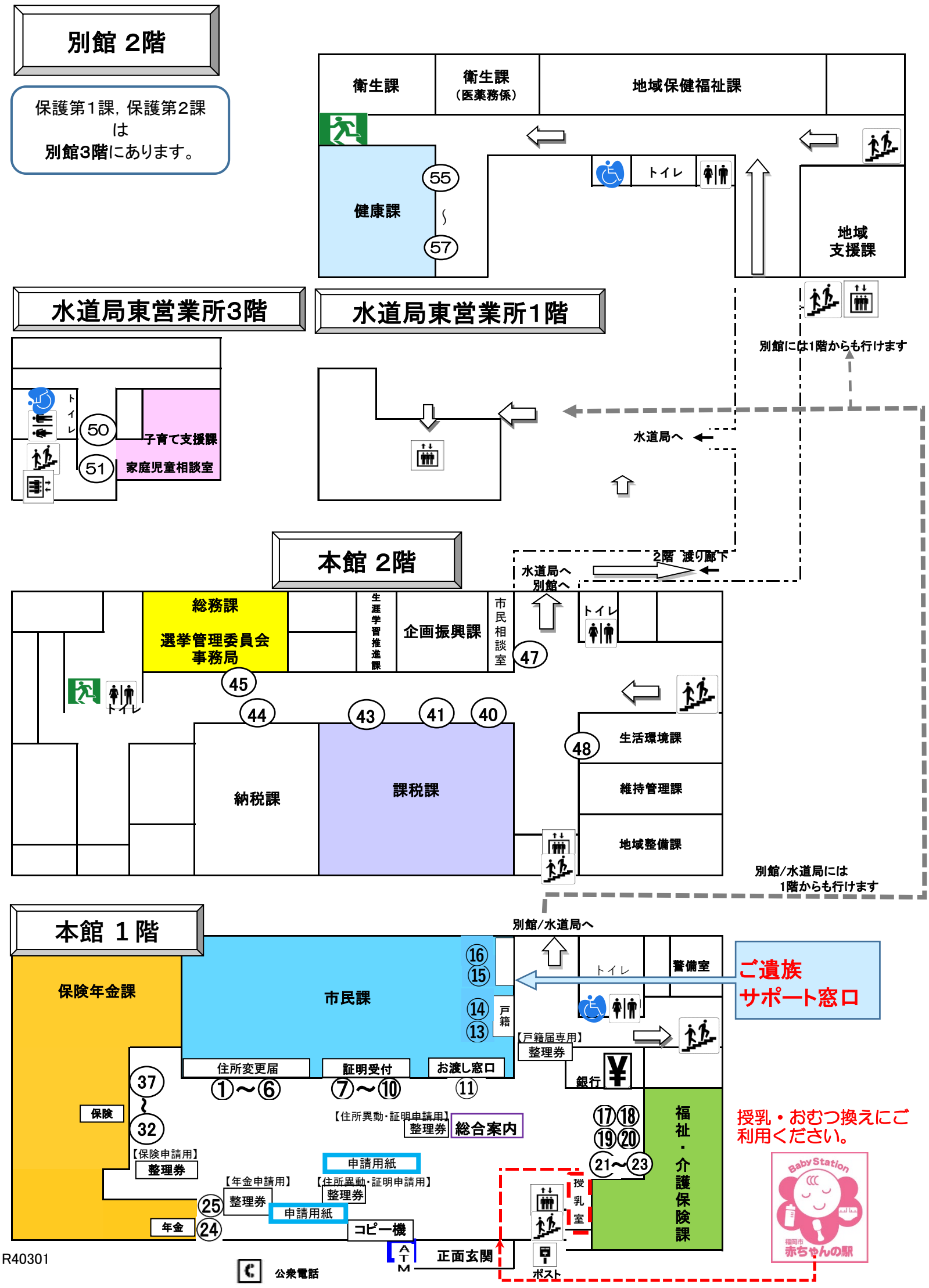

福岡市東区役所

〒812-8653　福岡市東区箱崎２丁目５４番１号
受付時間　平日　８時４５分～１７時１５分
区役所代表電話　（０９２）６３１－２１３１

≪ご遺族サポート窓口のご案内≫

家族が亡くなったときは、健康保険や介護保険、国民年金などのさまざまな手続きが必要です。
限られた時間で慣れない手続きをしないといけないため、ご遺族にとって大きな負担となってしまうこともあります。
区役所内の各種手続きが少しでもスムーズに行えますよう、**ご案内するため**のサポート窓口を設置しています。どうぞご利用ください。

※　サポート窓口を利用後、お手続きのために各課をまわっていただくのはご遺族の方となります。

※　サポート窓口を利用せず、直接各課の窓口でお手続きをしていただくことも可能です。その場合、サポート窓口の予約の必要はありません。

●窓口受付時間　：開庁日　午前9時～　午後5時　（原則予約制です）

●予約受付電話　：092－645－1046　　FAX　：　092－632－0360

●窓口場所　　：東区役所　1階　市民課 ⑮ 窓口

区役所の各窓口の受付時間は、午後5時15分までとなっています。時間によっては、お手続きが1日で終わらないことがあります。ご了承ください。

メ　　モ